

○出雲市外国人観光客誘致のための環境づくり推進事業補助金交付要綱

(平成 27 年出雲市告示第 397 号)

改正 平成 30 年 3 月 19 日告示第 131 号 令和 3 年 2 月 26 日告示第 88 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、外国人観光客の利便性を図り、外国人観光客誘致のための基盤づくりを促進することを目的に、外国人観光客誘致のための環境づくり推進事業補助金を予算の範囲内で交付することについて、出雲市補助金等交付規則(平成 17 年出雲市規則第 38 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象等)

第 2 条 対象事業、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助対象要件)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 特定の宗教、政党及び政治団体等にかかわらないものであること。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益とならないものであること。
- (3) 主催者が国、地方公共団体等でないものであること。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、事業実施の 1 か月前までに、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、補助金の交付申請があったときはその内容を審査の上、適正と認めるときは速やかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第 6 条 事業者が補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の承認をした場合に準用する。

(実績報告)

第 7 条 事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第 8 条 交付決定者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第9条 事業者は、当該事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(財産の管理)

第10条 事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成30年3月19日告示第131号)

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則(令和3年2月26日告示第88号)

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

対象事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助限度額
市内の観光施設等への公衆無線LANネットワーク事業 (1) 宿泊施設 (2) 観光施設 (3) 公共交通機関 (4) 観光施設に隣接する商店街又は商店	次に掲げる者 (1) 民間事業者 (2) 民間事業者により構成される組合 (3) その他 市長が適当と認める団体	公衆無線LAN整備に要する次の経費 (1) 無線LANルーター等機器購入経費 (2) 設置工事費	補助対象経費の1/2以内 (補助金の額に千円未満の端数が生じたときはその端数は切り捨てる。)	アクセスポイント一基当たり 50千円 事業実施主体当たり 200千円